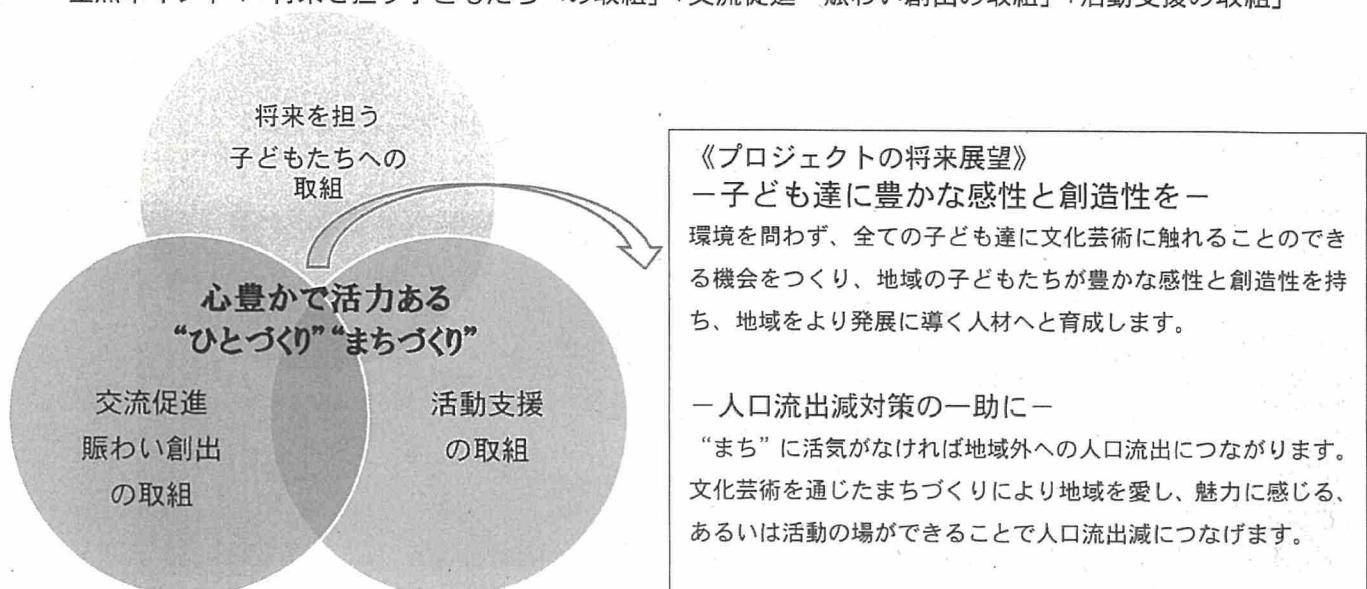


Ⅰ 令和3年度の具体的な取組とその内容

“ひと”の心に強く働きかけ、うるおいをもたらすものが文化芸術だと考えます。文化芸術に触れることで元気になる、前向きな気持ちになる、明日への活力が湧くなど、このプロジェクトがそんなきっかけとなることを目指して実施します。

令和3年度は、プロジェクトを推進するための5つの指針をベースに、取り組むポイントを3つに整理しました。さらには、文化振興財団が掲げる事業コンセプトも踏まえながら、子どもから大人まで心豊かで活力ある“ひと”が増えることで“まち”が活性化するよう、文化芸術、特に実演芸術が持つ力を以て、アーティストや地域の文化活動者、中部地区1市4町、様々な団体や機関とともにプロジェクトを開展します。

重点ポイント：「将来を担う子どもたちへの取組」「交流促進・賑わい創出の取組」「活動支援の取組」



(ア) 将来を担う子どもたちへの取組 – “みる” “きく” “ふれる” で未来を担う子どもたちの感性を育む –

- 年齢を問わず文化芸術の持つ力を等しく享受できる企画を実施します。特に、豊かな感性と創造性を育む基礎となる乳幼児期の文化芸術体験を充実させ、心豊かな人づくりを目指します。
- 文化振興財団として培ってきた専門性やアーティスト・活動者とのつながりを活かし、上質な企画を実施します。
- 中部地域において様々な事情でホールと距離がある子どもたちが文化芸術に触れる事のできる企画を実施します。
- 次代を担う活動者の発表機会やレベルアップにつながる企画を実施します。

【具体的な企画】

ハッピースマイルコンサート（インリーチ・アウトリーチ）、みらい楽演祭、文化振興財団主催事業



ハッピースマイルコンサート
「ブラック・ボトル・プラス・パンド」とホールであそぼう！



福祉施設へのアウトリーチ

(イ) 交流促進・賑わい創出の取組　－笑顔が生まれるまちの広場に－

- 地域の活性化・交流拠点として、年間を通じて施設が賑わい、人々が集う企画を実施します。
- 音響特性に優れた大ホール、多様な利用形態の小ホール、開放的なアトリウムとそこに面したアートギャラリーなどの施設の特色を活かした企画を実施します。
- 国内外のプロアーティストによる舞台公演から地域活動者によるパフォーマンスまで、地域に居ながらにして多様な文化芸術に触れることが出来る企画を実施します。
- 感染症防止対策を万全に講じつつ、ソーシャルメディアも活用し、感染症等の流行下にあっても様々な形態で文化芸術に触れることが出来る企画を実施します。
- 地域に根差す施設として、ホールなどの施設の魅力やそこで働く職員の仕事を体験できる企画を実施します。

【具体的な企画】

みらい楽演祭、施設体験ツアー、みらいアートギャラリー、館内インсталレーション
文化振興財団主催事業、マスコミ特別共催事業



みらい楽演祭「体験 EXPO」



施設体験「ホールたんけんツアー」



みらいアートギャラリー「写真展 鳴り石の浜」



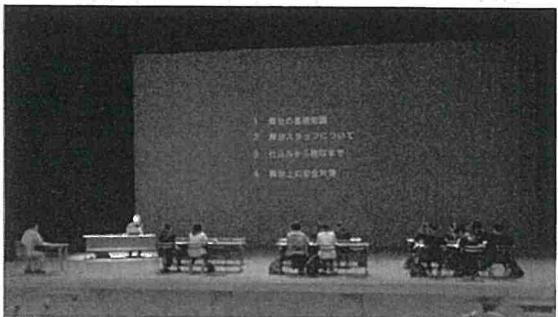
館内インсталレーション「クリスマスイルミネーション」

(ウ) 活動支援の取組　－地域の“やりたい！”をサポート－

- 文化芸術や舞台技術、施設運営の専門職員として培ってきた知識や経験地域に還元し、地域の活動者や文化芸術に取り組む学生を支援します。
- 地域の郷土芸能が継続できるよう、伝承のための取組を支援します。
- 施設を中心としたコミュニティや生き甲斐の創出につながる取組を実施します。

【具体的な企画】

舞台技術講座、舞台技術支援、イベント相談窓口、ホールサポーター



舞台技術講座



ホールサポーター「クリスマスイルミネーション設置」

キ 外部資金の活用

『未来つながるプロジェクト』を推進していく上で安定的な財源の確保は必要であるため、地元企業などからの外部資金の活用も検討します。

- 企業、個人などによる事業協賛
- 企業などとのタイアップ
- 公的資金（助成金・補助金等）の獲得

ク 倉吉パークスクエア内各施設との連携

倉吉パークスクエアは、「人・もの・情報」の行き交う地域交流ゾーンとして設置され、倉吉未来中心、鳥取二十世紀梨記念館、鳥取県男女共同参画センターの県立3施設と、倉吉市の管理する倉吉交流プラザ（倉吉市立図書館）、倉吉市営温水プール、食彩館が一体となって複合施設を形成しています。

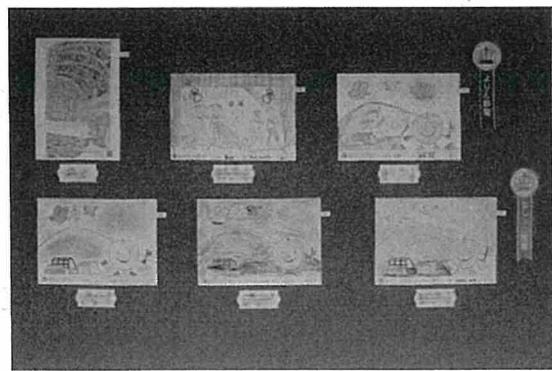
それぞれの施設の管理運営主体は異なるものの、利用者や来館者にとってすべての施設が“倉吉パークスクエア”であり、各施設の情報や状況が共有されてこそ、そこを訪れる人たちが快適で安全に利用することができるものと認識しています。

これら施設を運営する上で重要な、①来館者へのサービス、②施設設備の維持管理、③省エネルギーへの取組、④事故・事件の防止や緊急時の対応、⑤各施設の催物等の状況について、情報を共有し、運営を推進する中でさまざまな連携を図っています。

今後も倉吉パークスクエア内各施設との連携を図り、施設が一体となった管理運営を行なって、中部地域の活性化と、より快適で安全な利用者・来館者へのサービスの提供を図ります。

【倉吉パークスクエア内各施設と連携して行う取組】

「倉吉パークスクエア連携企画」の実施（事業の共催、連携）	合同での事業実施やそれぞれの特色を活かして事業連携を図り、パークスクエアの賑わいを創出します。
「倉吉パークスクエア会議」の開催	公立4施設の施設長と市営温水プール、食彩館の代表者による連絡会議を毎月開催し、情報や状況などの共有を図ります。
防災訓練の実施	火災や地震の際の避難誘導等に備えるための訓練を年2回合同で開催します。
普通救命講習会の開催	人工呼吸や自動体外式除細動器（AED）の取扱等を習得する救命講習会を年1回開催します。
研修の開催	各施設の人権研修や安全衛生研修に相互参加し、職員の育成を図ります。
広報協力	各施設の広報物、印刷物を協力し合って設置・配布します。
美化活動	パークスクエア各施設の参加による敷地内及び周辺歩道のごみ拾いを年2回実施します。
除雪の実施	降雪時、出入口等の除雪をします。



【「みんなの未来中心！ぬりえ展覧会」よりん彩賞、なしこ館賞、美術館整備局賞】

ケ 鳥取県立美術館の建設を見すえた地域と連携した取組

鳥取県立美術館が、令和6年度中に隣接地に建設されることから、美術館と倉吉未来中心並びにパークスクエアの施設との連携は、地域の活性化や交流促進にとって不可欠であると考えています。

これまでの倉吉未来中心の管理運営において、当財団は様々な美術関連の事業にも取り組んできましたが、美術館の開館までに地域と連携した取組をさらに推進して環境を整え、この気運を地域とともに盛り上げます。

- 周辺施設等との連携をより活性化して、人や情報の流れをつくり、地域を繋ぎます。
- 「県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会」や、令和2年4月に倉吉未来中心2階に開所した鳥取県教育委員会美術館整備局との取組や連携を図ります。
- 美術館のプレ事業において、共同開催や広報協力などの連携を図ります。
- アトリウムの一角を展示スペースとして改修した「Mirai Art Gallery」では、「あいサポート・アートセンター」と連携した障がい者アートの展示や、鳥取短期大学住居デザイン専攻学生の作品展など、地域に根差した街中ギャラリーとして展示スペースを提供します。また、アトリウムの空き日を活用して、美術館整備局等と連携したアートイベントの開催や、アートによる館内インсталレーションなど、身近に美術分野に触れる取組をします。
- 「フィギュアのまち倉吉」が取り組む「まちなかミュージアム」の展示場所の一つとして、アトリウム内にフィギュアを展示し、円形劇場からパークスクエアまで、将来的には県立美術館を結ぶ導線を生み出し、倉吉市の中心市街地での活発なひとの周遊を図るための連携を図ります。



【県立博物館連携「巨大な鯉のぼりづくり」】



【倉吉未来中心 2階 美術館整備局】

(6) より良い管理運営等のための体制づくりに係る考え方（検討組織の設置や自己評価の手法など）

ア 地域懇談会（仮称）の開催

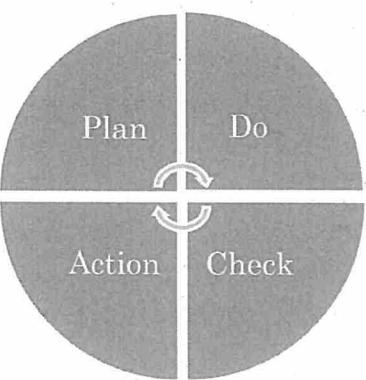
従来の倉吉未来中心運営懇談会を改組し、財団として施設利用者や文化活動者等から選任した委員の方と、年に2～3回懇談会（東部・中部・西部）を開催し、地域の意見を聴いて施設や事業の運営に的確に活かしてより良い施設運営を目指すとともに、地域と施設をつなぐ支援者の拡大を図ります。

イ 自己評価手法

自己評価については、目標達成度や実施成果を確認して評価と改善を重ねるため、計画から実施、改善に至るP D C Aサイクルを日常業務の中における適切なタイミングで実施します。

評価内容は、「顧客満足度」「施設利用率」「入場者数」といった定量的評価に加え、「事業満足度」「お客様サービス」「施設維持」「組織運営」「環境改善」といった定性的な評価を行い、より良い施設運営を目指します。

《P D C Aサイクル》



- | | | |
|-------------------|---|--|
| ①計画 (P l a n) | → | ・施設運営、施設利用サービスに係る目標設定
・環境改善項目、経費節減項目設定
・地域の課題、ニーズに沿った事業立案（目的設定） |
| ②実行 (D o) | → | ・計画に沿った施設運営、事業実施等
・利用者、活動者等サポート |
| ③評価 (C h e c k) | → | ・利用者アンケート、ご意見箱、メール、電話等
・事業アンケート
・事業報告書（成果と課題、今後の方針・取組）
・T E A S（鳥取県版環境管理システム）活動記録 |
| ④改善 (A c t i o n) | → | ・お客様、県民、地域のニーズ等の分析
・改善項目等の策定 |

2－2 管理の基準

施設の管理にあたり、現在行っているサービスは常に見直しを図りながら公平・公正な施設運営を行います。

(1) 開館時間の設定

開館時間は、現状どおり午前9時から午後10時までとします。ただし、利用者の利便を図るために必要があると認めた場合は利用時間の繰り上げ及び延長をします。運用に当たっては利用の内容や日程などを十分に確認した上で効率的な作業日程の提案を行うとともに、利用者の利便を最優先して対応します。

会館の各入口は8時30分に開錠し、入館できる体制とします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一層の徹底及び施設利用者の安心・安全確保のため、利用時間を閉館時間の30分前の午後9時30分までとします。

また、利用施設の貸し出し体制が整っている場合には、利用申込時間の15分前から鍵をお渡しするサービスを継続します。

(2) 休館日の設定

施設を安全かつ適正に運営していく上で、定期的に全館を閉鎖して点検・保守・整備を行う必要があることから、休館日を以下のとおり設けます。

ア 毎月

第1、3、5月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日等に当たる場合はその翌日の休日でない日）

イ 年末年始

毎年12月29日から翌1月3日まで

ウ 臨時開館

利用に当たっては、打合せの際に効率的な作業日程の提案を行いますが、次のような特別な事情がある場合は、臨機に対応し、臨時開館します。

(ア) 「全国大会などの大規模な事業」で、「任意に日を選べない」かつ「他施設で実施することができない」明白な理由がある場合。

(イ) 日程調整の結果、休館日に催事の準備、リハーサル、片付けを行わなければならない場合。

エ 臨時休館

施設・設備の点検・保守・整備等に関連して、利用者の安心・安全確保と施設の効率的な運営のために必要だと判断される次の場合は、利用状況に応じて臨時休館、または開館時間を変更します。

(ア) 県民の安全確保のために休館する必要があると鳥取県から要請があった場合。

(イ) 台風・大雪・地震などの気象警報の発令、公共交通機関の運行停止等により、特に休館する必要があると認められる場合。

(ウ) 会館の施設及び設備等の保守点検及び老朽化に伴う維持修繕等を行う場合。

(3) 利用料金の設定

ア 利用料金については、利用者の要望や利用料収入とのバランスを踏まえ、各施設・設備ごとに設定します。（施設利用料には、冷暖房料を含むものとします。）

イ 施設・設備・備品の更新等や利用者の要望を勘案し、必要に応じて新たな料金を設定します。

別冊「施設等利用料金表」のとおり

(4) 利用料金の減免の設定

減免を受ける場合は、減免申請書を提出していただくこととし、次に該当すると認められる場合には施設の利用料金を減免します。また、ホール閑散期の利用促進と県内の文化芸術活動を推進するため、大ホールの割引プランを継続します。

ただし、時間外（22:00～翌日9:00）利用料及び延長（12:00～13:00、17:00～18:00）利用料は減免対象としません。

なお、学校減免については、他団体との公平性を期すため、設備利用料徴収について検討します。

ア 文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホールを利用する場合

文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホールを利用する場合は、施設利用料を1/2（10円未満切捨て）に減額します。

なお、文化芸術団体が専ら公演活動等の準備又は練習のために利用するときは、アで算出した料金の1/2（10円未満切捨て）に減額します。その場合本番日から1ヶ月前までの期間に行う練習等で、1回に限るものとします。

文化芸術団体	<ul style="list-style-type: none"> a 鳥取県文化団体連合会加盟団体又は各加盟団体の構成団体 b 鳥取県内で文化芸術活動歴があり、又は今後継続的な活動が見込まれる鳥取県内に本拠を置く団体 c 文化芸術公演を行うため、行政及び文化芸術活動者で組織された鳥取県内の実行委員会 d 定例的に文化芸術の鑑賞事業を行う、鳥取県内に本拠を置く団体
文化芸術活動	<ul style="list-style-type: none"> a 営利を目的としないこと (非営利であっても過大な収益のあるものは不可とする) b 演奏会、公演、鑑賞会等名称、形態を問わないが、文化芸術の振興を目的として、地域住民に対して幅広く参加、鑑賞の機会を提供するものであること c 演奏会、公演、鑑賞会の直前（本番日に連続した日）に行う練習・リハーサル、準備も対象とする

イ 文化活動に練習室・リハーサル室を利用する場合

利用者の文化活動を支援するため、予約の入っていない施設を安価に利用していただけるよう、利用予定日の1月前を経過後に利用申込みがあった場合に限り、施設利用料を1／2（10円未満切捨て）に減額します。

ウ 障がい者、要介護者、難病患者が利用される場合（営利目的の利用の場合を除く）

身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他次の（ア）～（ウ）の基準に該当する心身に障がいを有する者、又は介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「障がい者等」という。）の社会参加を促進する目的で利用するとき、かつその利用が営利目的でない場合は、【減免一覧】のとおり減免します。

（ア）児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者。

（イ）児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第3号に定める自閉性を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者。

（ウ）小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達）の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者。（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する者）

エ 県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合

県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合には、本番のほか本番日以外に行う準備・リハーサル（原則として本番前日から1か月前までの期間に行うもので、1回に限る。）のために利用する施設及び設備に係る利用料を全額免除します。（ただし、延長料金、及び時間外料金、当日の利用時間変更に伴う延長料金は除く。）

対象団体	<p>a 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、幼稚園 b 専修学校 c 指定技能教育施設（技能教育を受けている生徒に限る。） d 保育所 e 教育関係団体 ○中学校・高等学校文化連盟 ○私立幼稚園協会 ○書写道教育研究会 等</p>
対象行事	<p>対象団体に属する児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事で、次の用件をすべて満たすもの。</p> <p>a 対象団体が主催するもの b 対象団体の代表者（校長等）が利用の申込及び利用料金の減免申請を行うもの c 学年若しくは学科又は部活動の部単位以上の規模で行うもの d 実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないもの e 鑑賞、視聴を目的とするものでないこと f 学生等が文化芸術活動を実践する（出演者、制作者等として参加する。）もの又は学校（大学を除く。）における部活動に関するもので、次の（a）～（c）に該当するもの（対象行事に参加するための個人練習及び日々の部活動を除く） (a) 合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、美術、工芸、写真、演劇、舞踊、マーチングバンド、映画、放送、文学、弁論、新聞、文芸、郷土研究、講談、落語、浪曲、漫談、漫才等の芸術 (b) 茶道、華道、書道等の生活文化 (c) 神楽、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、吟詠剣詩舞等の伝統芸能</p>

【減免一覧】

減免項目	減免対象施設	減免額
県内の文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホールを利用する場合	大ホール 小ホール	施設利用料通常料金の 1/2免除
文化活動にリハーサル室、練習室を利用する場合（利用日の1ヶ月前を経過してからの予約受付に限る。）	リハーサル室 練習室1・2	施設利用料通常料金の 1/2免除
障がい者、要介護者、難病患者等の社会参加目的で利用する場合	障がい者及びその介護者が利用者の1/2未満のとき	施設利用料通常料金の 1/2免除
	障がい者及びその介護者が利用者の1/2以上のとき	施設利用料通常料金の 全額免除
	利用者が特定されない場合	
県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合	全ての施設	施設利用料及び設備利用料 全額免除
団体事務局サロンを利用する場合	団体事務局サロン	施設利用料通常料金の 1/3～2/3免除

オ ホールを練習や準備のために利用する場合

対象施設	割引率
大ホール	施設利用料平日最低料金の1/2に減額
小ホール(平土間で営利・物販目的での利用は除く。)	

カ 割引プラン

割引プラン名	割引対象内容	割引率
大ホール1階席のみ利用	大ホールを1階席のみ利用	施設利用料通常料金の本番料金を40%割引
大ホール4月・5月平日割引	大ホールを4月・5月の金曜日を除く平日に利用	施設利用料通常料金の20%割引
大ホール直前割引	文化芸術活動目的に限り、大ホール利用日の2ヶ月前を経過後に大ホールの舞台上のみの練習利用	施設利用料通常料金の75%割引

(5) 個人情報の保護への対応

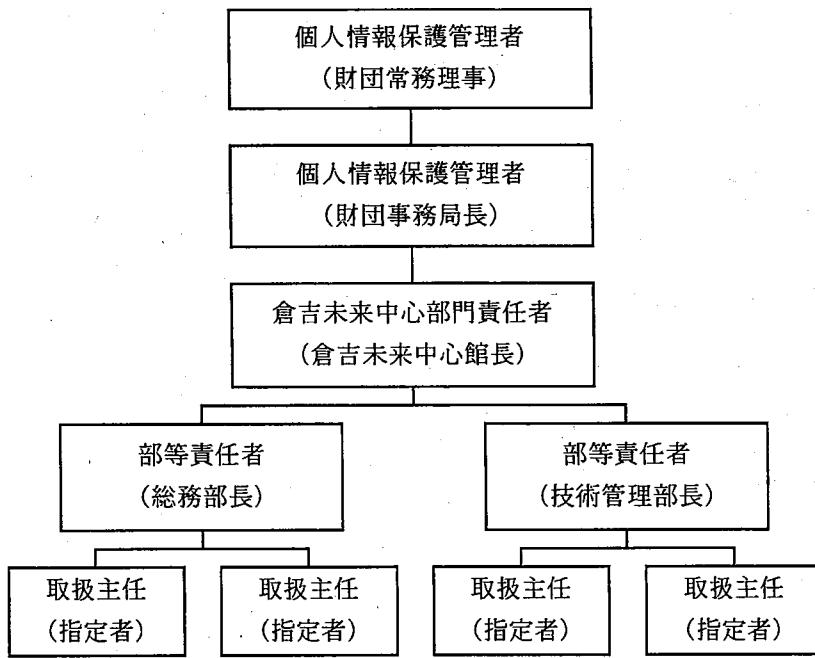
ア 管理体制及び規程の整備等

財団では、保有する情報資産のセキュリティ対策を強化しており、ネット環境を含む情報のセキュリティポリシーの明確化を図っています。

鳥取県個人情報保護条例の趣旨に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保のため、「個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程実施要領」を制定し、下記の管理体制を整備するとともに、特定個人情報（マイナンバー）についても、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報取扱規程」を定め、その適正な取扱いの確保に努めています。

また、外部からの不正アクセスの防御、情報漏洩等の防止等の統合的な対策として、UTM機器（ファイアウォール機能をベースに、アンチウィルス、不正侵入防御等の複数のセキュリティ機能が統合された機器）の設置、財団友の会会員情報の適正管理のための「友の会会員管理及びチケット販売システム」の導入など、適宜改善を図りながら「情報管理ネットワーク」を構築しています。

このほか施設利用者などの顧客情報をはじめ、さまざまな個人情報を保有していますが、情報保護の重要性を認識し、継続的な研修会の開催をはじめとする職員のコンプライアンス意識の徹底、啓発を推進し、適正な取り扱いに努めます。



※管理体制

- 1 「倉吉未来中心部門責任者」は、倉吉未来中心における個人情報に関する事務を統括するとともに、個人情報の適切な取扱等に必要な措置を講ずる。
- 2 「部等責任者」は、部門責任者の命を受けて、当該部門責任者の事務を補佐する。
- 3 「取扱主任」は、当該部門における個人情報の管理の記録等事務を担当するとともに、四半期毎に情報内容のチェックを行い、各部門責任者に報告する。

※苦情処理体制

- 1 倉吉未来中心が管理する個人情報に対する苦情相談は、総務部長がこれに当たる。

※決裁権限

- 1 開示等請求への対応は、原則として館長の専決事項とする。ただし、非開示決定等請求どおりの対応を行わないときは、常務理事の専決事項とする。
- 2 苦情申出への対応は、原則として館長の専決事項とする。ただし、重要な案件については、常務理事の専決事項とする。
- 3 取扱主任は、館長が指定する。
- 4 その他の事務処理について、重要なものは常務理事の専決事項とし、軽微なものは館長の専決事項とする。

イ 公表、閲覧体制

個人情報保護規程、実施要領等については、財団ホームページに掲載し、広く県民に公表しており、開示請求などの具体的な手続方法も明確にしています。

また、規程に基づき、財団又は倉吉未来中心が取り扱っている個人情報は「個人情報取扱事務登録簿」として、閲覧の希望があれば対応できるよう事務所内に備え付けているところです。

(6) 情報の公開への対応

ア 情報開示及び閲覧体制

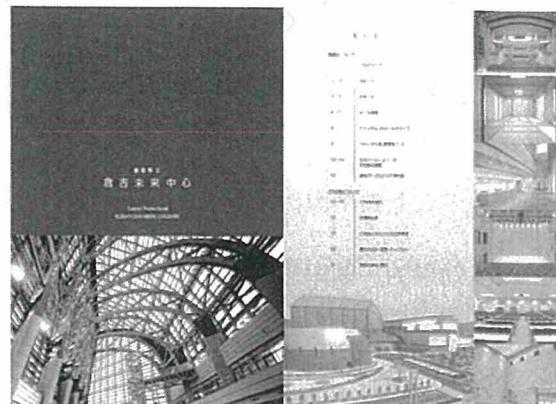
当財団は、鳥取県情報公開条例の実施機関であり、その規定に基づく情報の開示請求等に対応する体制を整えています。

また、公益財団法人として、計算書類等の関係法令に基づく書類を作成し、財団ホームページに掲載するとともに、常時、事務所に備え置き、一般の閲覧に供する体制も整えており、継続して説明責任を果たします。

イ 施設・設備情報、利用手続等の公表

倉吉未来中心ホームページに施設や設備に関する情報、利用手続の方法、料金表、申請書類の様式等を公表し施設概要や館内バリアフリー情報を充実させ、利用者にわかりやすい内容とします。

また、冊子「利用のご案内」を希望される利用者に配布します。冊子はホームページからもダウンロード可能です。

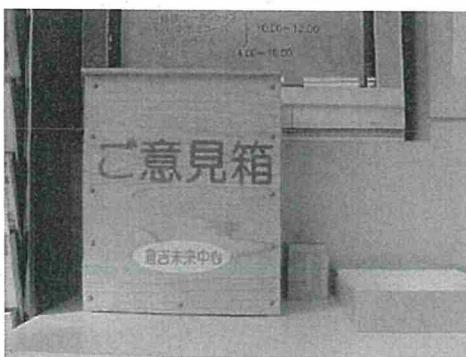


【利用のご案内（令和元年度リニューアル）】

ウ 施設管理等に関する利用者等の声の公表

従来から当館の施設管理等に対する県民、利用者の皆様のご意見は、電話・メール・アンケート・ご意見箱等でお受けし、その都度改善できるものは改善しています。

なお、倉吉未来中心に寄せられた意見と、その対応状況については、倉吉未来中心ホームページと館内の掲示板で公表しています。



【ご意見箱／運営事務室前設置】



【ご利用者様の声／館内掲示】

2-3 施設設備の維持管理業務について

(1) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応

倉吉未来中心には、消防用設備、昇降機設備といった利用者の皆様の身体・生命・財産の安全に関わるものばかりでなく、舞台機構・照明・音響設備など、大規模な設備から比較的小規模な設備に至るまで、多種多様な設備が数多くあります。

このため、施設設備の適切な維持管理は施設の管理者の重要な使命と考えており、次の点に留意しながら適切な維持管理を行います。

ア 職員の危機管理意識の徹底

全職員が施設設備の不具合が大事故や火災等の発生など重大な事態につながりかねないと認識を持ち、些細な異常も見過ごさない姿勢を保持するため、「安全衛生委員会」を組織しており、これを主体として、毎月1回の自主点検のほか、危機管理意識の醸成のため各種研修への積極的参加を図り、事故等の未然防止と危機管理意識の徹底を図っています。

イ 適切な保守点検の実施

設備の老朽化、機能水準の維持状況等の点検を行うためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性を持った専門業者による保守点検が必要不可欠であり、外部委託により適切・適法な保守点検を実施します。

ウ 利用者への適切な使用方法の案内

施設設備の長期安定使用のためには、実際に使用される利用者の協力も不可欠です。従って、事前の打合せや準備の際に、使用方法、機能、材質などその適切な使用のための必要な説明を十分に行い、イベントの準備、開催中のトラブルがないよう利用者の皆様にご理解、ご協力を求めます。

エ 効果的・効率的な改修・修繕の検討・実施

施設・設備の維持管理は、保守点検結果等による維持管理に係る情報に基づき、事後保全だけではなく、事前保全、予防保全の観点から行っており、建築設備（消防設備、電気設備、昇降機設備等）、舞台機器設備などの運用面（継続的な稼働）及びコスト削減並びに長寿命化を図っています。保守点検等により明らかとなった不具合については、利用者の皆様への影響度、緊急性、費用対効果など様々な視点で、最も効果的、効率的な対策を検討し、設置者に報告・相談するとともに適切な対応を依頼し、軽微なものについては施設管理者において速やかに修繕を行います。

また、倉吉未来中心は平成13年4月の開館から20年を迎える、施設・設備の経年劣化による進行状況を把握しながら、平成22年度に鳥取県と共同して策定（平成28年度再編）した長期修繕計画を基に、中・長期視点での施設・設備の修繕計画を立て、その都度、改修や更新など必要な措置を講じます。

(2) 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等の業務遂行にあたっての基本的な考え方

ア 施設設備の保守点検等

開館から20年を迎える、施設設備の経年劣化に伴う不具合が増加しつつあるなど、適切な維持管理を行う上で、今後、更に保守点検の重要性はますます高まっていくものと認識しています。このような認識の下、具体的には次に掲げる観点に沿って業務を遂行します。

(ア) 専門業者への外部委託

各設備を適法に維持管理していくためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性が必要であり、それぞれの設備分野において、専門的知識・技能を有する専門業者への委託により保守点検を実施します。

(イ) 適切な保守点検内容の設定

倉吉未来中心に設置されている設備には、消防法、ビル管理法、建築基準法など各種の法令等で点検回数や点検方法（内容）が定まっているものが多くあります。それ以外についても国土交通省営繕部監修の「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務共通仕様書」等に基づき、適切な維持管理水準が保持できるよう、点検回数や点検方法（内容）を定めております。

また、これまでの保守点検の実績や経験、受託業者からの提案などにより、より効果的・効率的な実施に向けて、仕様書の見直しを行い、一部業務を除いて複数年契約を締結しています。

令和元年度からの5年間は、同様に効果的・効率的な実施に向けて、長期的、安定的に適切な業者を選定し、5カ年契約を締結して保守点検を行います。

(ウ) 受託業者への適切指導

a 保守点検を含めた維持管理業務を安定的かつ適切に運用していくためには、当該業務に従事する倉吉未来中心職員と受託業者間の意思疎通が重要であり、職員の建築物環境衛生管理技術

者等の資格取得を進めるなど、業務に対する取組姿勢や価値観の共有化を図るため、隨時打合せや協議・指導を重ねます。

b 受託業者には常に提案型思考の取組対応を求め、日々の業務遂行の積み重ねの中から得た経験や技術革新に係る情報提供等により、最新の点検方法や点検機器の導入など、全体の技術レベルの嵩上げと遂行能力の向上を図り、ひいては当該業務の効果的・効率的な遂行を目指します。

(エ) 利用への影響を最小限に

各設備の保守点検時には、多くの場合、施設利用を止めることとなります。このため保守点検は、基本的に休館日に実施することとし、複数日に及ぶ場合も休館日を含めるなど効率的に実施し、その影響が最小限となるよう受託業者と調整しながらサービス水準の維持を図ります。

加えて、開館から20年を迎える施設設備の経年劣化に伴う不具合が顕著になっていることから、施設及び設備等の保守点検及び経年劣化に伴う維持修繕等を行う場合で、利用者の安全安心の確保及び施設の効率的な運営のため必要と判断した場合は、利用状況に応じて臨時休館し対応することとします。

イ 清掃業務

基本的な考えは、保守点検業務と共通する部分も多くありますが、特に清掃業務については、利用者の皆様が直接目に触れ、倉吉未来中心に対するイメージを形成する部分を担っており、建物の美観を維持し、建材の劣化を防ぎ、清潔で快適な室内空間を提供することは、県民そして地域の皆様に愛される施設とするためにも、非常に重要な業務です。

このような認識の下、当該業務についても専門的な知識・技能を有する専門業者への委託により、業務を遂行しますが、大規模施設であり場所によっては利用頻度も大きく異なることから、必要に応じて日常清掃、定期清掃、特別清掃等に振り分けて実施します。

また、上記の通常清掃に加え、環境改善計画（TEASⅡ種）の取組の一環として、施設周辺の落ち葉、ゴミ、雑草の除去等を目的とした職員による敷地内美化活動（月1回程度）を実施します。

ウ 警備業務

警備業務は、利用者の皆様の身体・生命・財産の安全確保と館内に存置されている県有財産等の盗難、滅失防止等、非常に重要な業務です。

当該業務についても、次の内容により専門的知識・技能を有し、かつ警備機器を取り扱っている専門業者への委託により、業務を遂行しますが、次の点に配慮して委託を行います。

(ア) 開館時と休館（閉館）時の警備体制

警備業務を効率的に遂行するため、開館日は警備員（1名）による「常駐警備」を7:30～22:30の間で行うとともに、休館日においても「常駐警備」を7:30～18:00の間行います。

また、常駐警備時間以外（18:00又は22:30～翌日7:30）と年末・年始における休館日については、倉吉未来中心設置の警報機器と受託業者の監視センターによる「機械警備」により対応します。

(イ) 警備内容

a 「常駐警備」にあっては、出入口の管理、不審な入館者の発見時の対応、閉館時間における火気の確認、戸締り、居残り者の有無確認、館内・駐車場巡回、駐車場の開錠・施錠・整理等を主な内容とします。

b 「機械警備」にあっては、館内のガス警報、設備警報、火災警報、防犯警報を受託業者の監視センターの警報受信装置において監視し、異常感知時には受託業者の緊急要員が現場に急行の上、状況を確認し、事態の拡大防止を行うとともに、消防署、警察署、緊急連絡者への通報等を行うことを主な内容とします。

エ 庭園維持管理

倉吉未来中心の敷地内における立木等を常に良好な状態に保つため、高・中・低木剪定、樹木施肥、病害虫の発生防止等を専門的な知識・技能を有する専門業者への委託により実施します。

また、全国的に樹木の倒木等による事故の発生が伝えられていますが、受託業者と連携して類似事

故の発生の防止に努めます。

なお、敷地内の除草作業の一部は、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託により実施します。

才 駐車場管理業務

(ア) 警備員、職員による駐車場内巡回を行い、駐車中の盜難事故等の防止に努め、適切な駐車場管理を行います。

また、駐車場での事故、周辺道路の渋滞等を起こさないようにするために、ホール利用者等と十分な打合せを行い、誘導員の配置等を促します。

(イ) 冬季における積雪時には、除雪を行う必要がありますが、駐車場の除雪については、対象面積が広いため、除雪機械を有する専門業者への委託により実施します。

また、正面玄関付近の歩道等については、適宜、小型除雪機、職員の人力による除雪作業を倉吉パークスクエア内の施設と連携して実施し、歩行通路の確保に努めます。

(3) 維持管理業務に係る経費積算の考え方

維持管理業務に係る設計金額については、従来から県の営繕担当部局の指導を受けながら、適正な歩掛りや単価の設定に努めてきたところです。

各業務の歩掛りや直接物品費、業務管理費及び一般管理費といった諸経费率の設定は、国土交通省営繕部監修の「建築保全業務積算基準」を基本としています。当該基準に該当する歩掛り等が無い業務については、鳥取県の「労務単価表」や市販の「建設物価」の単価の採用のほか、必要に応じて市場単価の調査、専門業者から徴取した見積価格に歩掛りを勘案した単価を設定します。

このような考え方を基本として設計金額の積算を行っていきますが、受託業者の業務実態を定期的に調査し、必要人員数、個別単価などが、過剰或いは不足とならないよう経費縮減とともに適正な積算に努めます。

また、当財団が倉吉未来中心と県民文化会館の管理運営を一体的に行うことにより、各種維持管理業務の同一業務について、会館との一括発注が可能となり、両館の経費縮減及び規格統一化された業務管理の運用を図ります。

(4) 外部委託する業務内容とその考え方

各業務の再委託にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、設備の規模などにより対応可能な県内業者が無いなど、やむを得ず県外業者へ発注する必要がある場合を除き、県内需要の拡大、県内業者の活用に努めることを基本とします。

ア 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等

各設備の適切な維持管理のための特殊な技術と専門性が必要な業務及び自主で実施するより効率的かつ効果的な業務については、それぞれの設備分野において専門的知識・技能を有する専門業者への委託により保守点検を実施します。清掃、警備、庭園管理、除雪の各業務においても、専門的な技術、特殊機器等が必要であり、同様に専門業者への委託により実施します。

イ 電力の調達

電力の調達にあたっては、県内事業者への発注機会の増大の観点と、予定価格が160万円超であることから、県内の一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした制限付き一般競争入札の方法により事業者を決定し契約を締結します。

ウ その他の業務

上記の他、以下の業務についても必要に応じて外部委託を実施します。

- ・施設設備の営繕・修繕・管理に関する業務
- ・管理運営事務の遂行に関する業務
- ・文化芸術事業の実施に関する業務

(5) 委託先選定方法

各業務の再委託にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内需要の拡大、県内業者の活用に努めることを基本とします。なお、やむを得ず県外業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議することとします。

ア 選定方針

各設備の特性や業務内容に応じて次のような必要条件を吟味し、適格な業者への発注に努めます。

- (ア) 不具合発生等緊急時に迅速な対応が行えること。
- (イ) 不具合発生時に緊急修繕等が行えるよう、単なる点検技能だけでなく修繕・部品調達能力も兼ね備えていること。
- (ウ) 倉吉未来中心の設備規模に見合った保守点検が安定的に行える組織・人員体制を備えていること。
- (エ) 有資格者が求められる保守点検においては、倉吉未来中心の設備規模に見合った保守点検が安定的に行える有資格者を保持していること。

イ 選定方法

当財団は県出資の公益財団法人であるため、外部委託する際の発注・選定方法は、鳥取県会計規則などの県の規程に沿って行っています。従って、原則競争入札により選定していますが、少額なものや特殊な設備で施工業者しか保守できないものについては、県の規定に準じて随意契約により行います。

(6) 委託、工事請負の発注予定

ア 発注予定

番号	内容（業務名）	期間	金額 (概算)	発注先	選定 方法	県外事業者へ発注する必要がある 理由
1	自家用電気工作物保守点検業務	5年	869千円	県外	随意契約	県内に対応可能な業者がないため (全館停電日1日で作業を完了させるための人員が必要)
2	消防用設備保守点検業務（消防用設備、非常用予備発電設備を一括発注）	5年	1,331千円	県内	指名競争	
3	冷温水発生機設備保守点検業務 ※	5年	2,340千円	県内	指名競争	
4	運転監視業務（運転監視、空調設備、自動制御設備を一括発注）	5年	12,562千円	県内	制限付 一般競争	
5	昇降機設備保守点検業務 ※	5年	3,263千円	県内	随意契約	
6	自動扉・排煙設備保守点検業務	5年	994千円	県内	指名競争	
7	建築物環境衛生管理業務	5年	745千円	県内	指名競争	
8	電話交換機設備保守点検業務	5年	149千円	県内	随意契約	
9	清掃業務	5年	13,982千円	県内	制限付 一般競争	
10	常駐警備業務	5年	4,610千円	県内	指名競争	
11	機械警備業務	5年	1,899千円	県内	指名競争	
12	修景施設管理業務	5年	2,395円	県内	指名競争	
13	館内ネットワークソフトウェア保守管理業務	5年	292千円	県内	随意契約	
14	舞台機構設備保守点検業務	単年	4,620千円	県外	随意契約	県内に対応可能な業者がないため
15	舞台音響設備保守点検業務	5年	4,356千円	県外	指名競争	県内に対応可能な業者がないため
16	舞台照明設備保守点検業務	単年	1,650千円	県外	指名競争	県内に対応可能な業者がないため
17	ピアノ（ベーゼンドルファー）保守点検業務 ※	5年	149千円	県外	随意契約	県内に対応可能な業者がないため
18	ピアノ（スタインウェイ）保守点検業務	5年	110千円	県内	随意契約	
19	ピアノ（ヤマハ）保守点検業務	5年	450千円	県内	指名競争	
20	駐車場除雪業務	単年	620千円	県内	随意契約	

2 1	舞台技術委託業務（舞台、音響、照明）	単年	200千円	県内	随意契約	
2 2	建築基準法（設備）点検業務	単年	605千円	県内	随意契約	
2 3	「未来つながるプロジェクト」業務委託 関係	必要 期間	2,819千円	県内外	随意契約	業務内容の性質から県内に契約権利、技術等を持つ者がいない場合

概算金額は単年度換算した金額を記載

- ※印は県民文化会館と一括発注することにより効率的かつ経費の削減を図ります。
- No.1～12、20の業務については、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館、鳥取県男女共同参画センター及びとっとり出会いサポートセンターを含めた一括発注します。

イ 障がい者就労施設就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

番号	内容（業務名）	期間	金額 (概算)	発注先	選定 方法	県外事業者へ発注する必要がある 理由
1	敷地内除草業務	単年	132千円	県内	随意契約	

（7）省エネルギー・省資源への取組

省エネルギー・省資源を実行するため、「環境管理マニュアル」を策定し、鳥取県版環境管理システム（T E A S II）の認証登録がされています。この活動を中心としながら、省エネルギー・省資源のP・D・C・Aサイクルを基本に、職員自らの環境意識の向上、実行とともに、来館者の皆様のご理解、ご協力も得ながら取り組みます。

【主な取組】

ア 電力デマンド（最大需要電力）の制御による最大電力の抑制

- 電力デマンドは、夏季に全館を利用するようなイベント集中時で最大となります。空調設備は、催事内容を把握したうえで、利用者への空気環境を十分維持しながら、予冷・予熱を上手く活用し、省エネルギーに繋げます。

イ 施設利用者及び来館者の環境意識啓発を行います。

- 利用施設における冷暖房温度調整
- 節水の協力（流水擬音装置の設置）
- シェアスポットとしてのオープンスペース利用
- 駐車場内のアイドリングストップ啓発看板設置
- 館内照明ライトダウン



【館内照明ライトダウン】

ウ 敷地周辺の清掃を通じた環境啓発活動を行います。

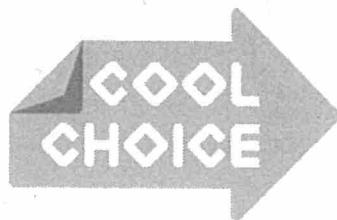
- 毎月1回、敷地周辺の清掃活動
- 年2回、倉吉パークスクエア内施設への清掃参加を呼びかけ
- 地域の環境推進活動として、県が主催する「全国道の日」一斉美化活動に参加



【倉吉パークスクエア清掃活動】

エ 電力使用量削減による CO₂排出量削減目標を設定し、温室効果ガスの削減に取り組みます。

- 施設利用の拡大による1人あたりのCO₂排出抑制
- 環境省および鳥取県が推進する「ライトダウンキャンペーン」へ参加するとともに、キャンペーンに連動した館事業を通じて広く県民に呼びかけ
- 自動販売機コーナーへ自動センサー照明
- 照明器具のLED化
- コピー機等の節電モード設定、退館時のパソコンのコンセント抜き
- 自動販売機設置基準として、省エネ機能（ヒートポンプ式、LED照明等）を設定
- 照明の一部消灯、夜間利用のないエリアの部分消灯



未来のために、いま選ぼう。

【「地球温暖化対策のため
の国民運動」ロゴマーク】

オ 廃棄物の排出量を抑制し、リサイクル・リユースの取組を行います。

- シュレッダーくずを希望者へ提供し、資源を有効活用（牛舎の敷料等）
- ペットボトルキャップを回収し、再資源化
- 詰替商品、リサイクル商品を優先して購入

カ 職員の環境意識の向上のため、環境研修を実施します。

- 年1回、全職員を対象に実施

2-4 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

倉吉未来中心では、火災・自然災害・事故・事件等が発生した場合を想定して、利用者・来館者の安全を最優先に確保する為の様々な手段・対策を実践してきました。令和元年度以降の管理運営についても、これまでの手段・対策をベースにしながらより高い安全と予防を図ります。

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

ア 消防計画の作成

倉吉未来中心における火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の拡大防止を図るため、館の防火管理に関する必要な事項を定めた「消防計画」（法令による）を作成しています。

「消防計画」の作成・提出を通して、法令順守はもとより、職員の役割分担を明確化するとともに、危機管理意識の徹底を図ります。

※防火管理者 → 1名配置。その他、防火管理者講習修了者6名を配置しています。

イ 消防・防災訓練の実施

「消防計画」に基づき、避難誘導、初期消火、館内放送等の消防・防災訓練を年2回（半期毎）実施します。この訓練は、鳥取二十世紀梨記念館、男女共同参画センターと共に行い、倉吉未来中心全体での消防・防災対策を担っています。また、消防署、関係機関等との共同による救助訓練・地震訓練（J-A-L-E-R-T）、地震避難訓練等も実施し、より安全な消防・防災体制の構築を目指します。

また、令和元年度に鳥取県より配備された吸水性土嚢の取り扱い方法及び設置場所の確認を全職員が行いました。

令和2年度には、職員の防災力を高めるため、災害時における共助の取組の指導や助言を行うことができる防災士の養成研修を1名受講しました。



【消防訓練】

ウ 保安設備等の維持管理

- (ア) 保安設備（火災報知設備、避難誘導設備、消火設備、非常用発電装置等）の維持管理については、法令で定められた専門業者による点検はもとより、職員による自主点検（毎月）や警備員による館内巡回を行うことで適正な維持管理を行います。
- (イ) 建物設備、舞台設備等の維持管理については、専門業者による定期的な保守点検はもとより、職員による自主点検（毎月）を実施することで適正な維持管理を行います。
- (ウ) 安全衛生委員会による安全パトロール等で抽出された危険個所に対して、適切な処置を行うことで事故等の予防に努めます。

※安全衛生委員会：6名で構成し、安全衛生推進員（講習修了者）1名を配置しています。

倉吉未来中心安全衛生委員会委員構成

役 職	備 考 (令和2年度)
委 員 長	総務部長
副委員長	文化事業課長
委 員	総務課主査（安全衛生推進員）
委 員	舞台技術室主査
委 員	施設管理室主査
委 員	施設利用課非常勤職員



【安全パトロール】

エ 利用者への注意喚起

催事前の打合せ時、ホール利用者に「避難経路図」を配布するとともに、火災・災害時の対応等を説明し、防災意識の啓発を行っています。また、各利用施設の要所にも「避難経路図」を掲示し、利用者等の安全と非常時に備えています。

オ 全館禁煙の措置

健康増進法を受け館内禁煙としています。

また、令和2年4月に施行された改正健康増進法に準じた受動喫煙防止策を講じています。

カ 危機管理マニュアルの徹底

館内で火災や事件・事故等が発生したときに、利用者・来館者の安全を最優先に対応するために、総合的かつ体系的な「鳥取県立倉吉未来中心危機管理マニュアル」を策定し、これが職員の行動指針となり、適切な対応ができる体制を整えています。

また、各職員への意識付けや浸透を図り、他で発生した事象を常日頃から当事者として危機意識を感じさせるため、新聞紙上等での様々な事象発生の都度、朝礼・終礼で周知徹底するなど機会を捉えて注意喚起、意識高揚に努めているところです。

訓練の繰り返しによる体得と併せて、一つの行動指針であるマニュアルの精査や、訓練等を通じた実効性の検証を継続して行いながら、危機意識の維持に努めます。

(ア) 火災、地震、不審物、差別落書等対応マニュアルの徹底

地震、火災、事故、事件等が発生したとき、全職員が利用者・来館者の安全を最優先に対応できるよう、「火災、地震、不審物、差別落書等対応マニュアル」を策定しています。

なお、トイレ等で差別落書を発見した場合、現場保存の措置や関係部署への連絡等の対応が速やかにとれるよう「対応手順」を作成し、その対応に備えています。

鳥取県中部地震での対応を踏まえて、対応マニュアルを見直すなど、さらなる対応能力の向上に努めています。

(イ) 嘔吐物処理マニュアルの徹底

嘔吐物に含まれている可能性のあるノロウィルスの感染性胃腸炎の二次感染を防止するため、「嘔吐物処理マニュアル」を策定しており、全職員が利用者・来館者の安全を最優先に対応できるようさらに徹底します。

(ウ) 感染症対応マニュアル及び新型コロナウィルス感染症対策行動計画の徹底

新型インフルエンザ等の感染症の流行、または拡大の恐れがある場合、利用者・来館者への感染防止とともに、職員への感染予防による運営体制の維持を図るため、感染症対応マニュアルを策定し、その対応に備えています。

加えて、新型コロナウィルス感染症の県内流行または拡大の恐れがある場合、県民及び利用者、来場者への感染を防ぐとともに、当財団の職員への感染の予防による運営体制の維持を図るため、「新型コロナウィルス感染症対策行動計画」を策定して対策を講じています。

(エ) 不当行為対応マニュアルの徹底

不当要求行為（不当な手段、不適正な行為、対応困難な行為）により、利益などを得ようとする者及び来館者に迷惑をかける者を排除するため、「不当要求行為マニュアル」を策定し、その対応の心得等を徹底しています。

(オ) 熱中症対応マニュアルの徹底

利用者・来館者に熱中症の症状がみられた場合、直ちに適切な処置を行い、熱中症発症者の生命及び身体を守るために、全職員が迅速に対応できるよう、新たに「熱中症対応マニュアル」を策定し対応に備えています。

(カ) 防犯カメラ管理・運用の徹底

令和元年度に館内各所に設置された監視カメラ（記録有）を活用し、犯罪の未然防止に努めるとともに、利用者の安全確保にあわせプライバシー保護の観点から「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」第22条第2項、「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」及び「防犯カメラ管理・運用規程」に基づき、監視カメラシステムを適正に運用します。

「鳥取県立倉吉未来中心 危機管理マニュアル」として一体的に整理

火災、地震、負傷者、盗難、不審物、爆破予告、差別落書き、嘔吐物、感染症、不当要求行為、熱中症等

キ コインロッカーの管理

利用者・来館者の利便を図るためコインロッカーを設置していますが、全国的には事件の現場になっている事例もあります。常駐警備員の館内巡回等による盗難事故の防止や、長期使用ロッカーについては、利用者・来館者に事前に周知の上、保管物を確認するなどして、事件・事故の未然防止に努めています。

ク 防火優良認定証の取得

倉吉未来中心は平成13年の開館以来、倉吉消防署から「防火優良認定証」の交付を受けています。

ケ 普通救命講習の実施

倉吉消防署の救急救命士を講師として、「普通救命講習Ⅰ：心肺蘇生法及びAED（自動体外式除細動器）取扱講習含む」を年1回開催し、全職員が技能の習得に努めるとともに、倉吉パークスクエア内の他施設からも受講者を受け入れることで、倉吉未来中心全体として、利用者・来館者の万が一の場合に適切な対応ができるように備えています。

コ その他訓練、研修会等の実施

警察と合同でソフトターゲットに対するテロ対策訓練の実施や、防火管理者講習、防犯研修会、ユニバーサル研修会、同和教育研修会、不当要求行為等対策責任者講習等を定期的に受講して意識の高揚と技術の向上、応急処置の習得や緊急時対応のスキルアップに努めています。



【テロ対策訓練】



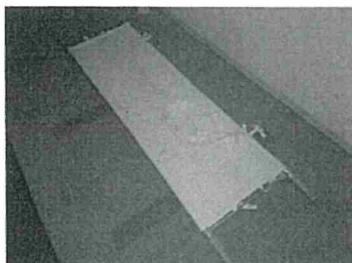
【エレベーター閉込救出訓練】

サ 『緊急時に必要な備品』の整備

事務室及び舞台袖に緊急時の対応に必要な備品を整備しています。（救急箱、担架、拡声器、簡易ベッド、毛布、懐中電灯、携帯無線機、ヘルメット、防犯用品等）



【非常用持出袋】



【担 架】



【ネットランチャー】

（2）事故・緊急時の体制・対応

ア 緊急時の体制

『鳥取県立倉吉未来中心危機管理マニュアル』により、利用者・来館者の安全を最優先に対応します。

イ 夜間緊急時の連絡体制

緊急時の連絡体制は、次のとおり整備しています。